

保 存 期 間 長 期

通達乙交総第45号

通達乙交指第438号

通達乙規制第507号

通達乙地第176号

平成28年4月8日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱に基づく交通死亡事故多発警報発令に伴う活動要領について

現在、交通死亡事故多発警報発令に伴う活動については、「交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱に基づく交通死亡事故多発警報発令に伴う活動要領について」（平成25年10月3日付け通達乙交企第521号、通達乙交指第1083号、通達乙規制第1330号、通達乙地第452号別添）により実施してきたところであるが、このたび、同要領の一部を改め、別添のとおり新たに制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、「交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱に基づく交通死亡事故多発警報発令に伴う活動要領について」（平成25年10月3日付け通達乙交企第521号、通達乙交指第1083号、通達乙規制第1330号、通達乙地第452号）は、廃止する。

記

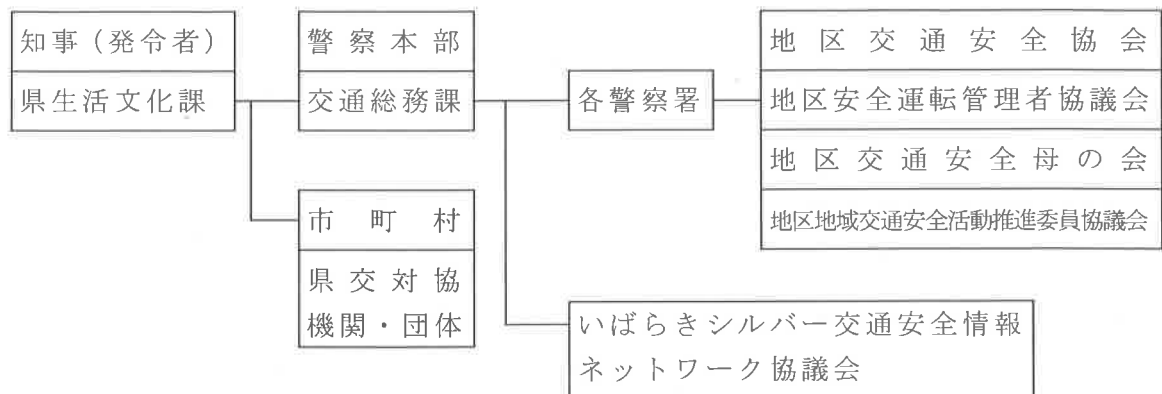
改正点

「交通企画課」を「交通総務課」に改めた。

別添

交通死亡事故多発警報の発令に伴う活動要領

通 報 要 領



※ 発令期間 ----- 発令の日から起算して7日間

警察署の活動内容

広報活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 懸垂幕、立看板の設置</li> <li>2 制服勤務員の交通腕章、警笛吊り紐、日覆い、白顎紐の着装</li> <li>3 街頭活動、巡回連絡、電光掲示板等による交通事故防止の呼びかけ</li> <li>4 窓口来訪者に対する交通事故防止の呼びかけ</li> <li>5 広報資料の提供</li> </ol>
街頭活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通指導取締りの強化</li> <li>2 交通事故多発地点、交通危険箇所等における街頭立哨指導の強化</li> <li>3 レッド走行、駐留警戒、検問等街頭活動の強化</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関・団体への速やかな通報</li> <li>2 警報発令に伴う車両広報の道路使用許可申請に対する許可証の迅速な交付</li> </ol>

関係団体の活動内容

広報活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横断幕、懸垂幕、立看板の設置</li> <li>2 広報車、道路情報板、電光掲示板等による広報の実施</li> <li>3 高齢者警報発令期間においては、特に、高齢者に重点を置いた交通安全広報の実施</li> </ol>
街頭活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故多発地点、交通危険箇所における街頭立哨指導の強化</li> <li>2 家庭訪問、事業所訪問等による交通安全指導の実施</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員、会員等に対する交通事故防止の呼びかけ及び指導の徹底</li> </ol>